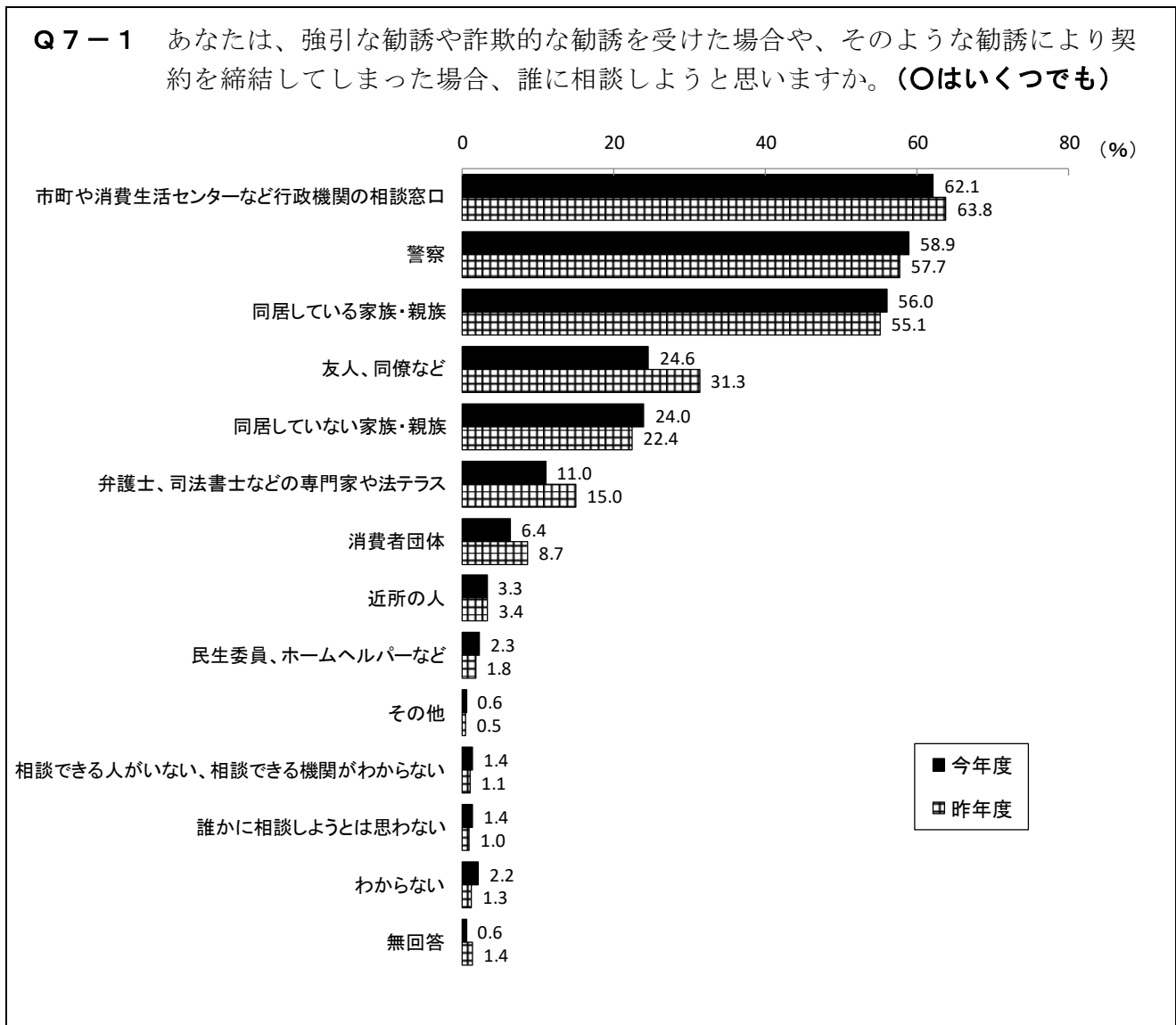


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が 62.1%と最も高く、次いで「警察」が 58.9%、「同居している家族・親族」が 56.0%の順となっている。昨年度と比較すると、「友人、同僚など」が 6.7 ポイント、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」が 4.0 ポイント、「消費者団体」が 2.3 ポイントそれぞれ低下している。